

(令和8年習志野市議会第3回定例会)

発議案第1号

専決処分事項の指定の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年9月28日

習志野市議会議長

相 原 和 幸 様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 田 中 真太郎

専決処分事項の指定の一部改正

専決処分事項の指定について（平成５年７月１日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
１～４　（略）	１～４　（略） <u>５　地方自治法第２８６条第１項及び第２９０条の規定に基づく千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体の廃止又は解散に伴う数の減少及びこれに係る組合の規約の変更に関すること。</u>

提案理由

本案は、輕易な議決事項について専決処分事項に追加することにより、市の業務遂行の効率化及び議会運営の円滑化を図るものである。

(令和8年習志野市議会第3回定例会)

発議案第2号

習志野文化ホール暫定再開にかかる大規模改修事業の中止を求める決議
について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年9月28日

習志野市議会議長

相 原 和 幸 様

提出者	習志野市議会議員	関 根 洋 幸
-----	----------	---------

賛成者	習志野市議会議員	田 中 真太郎
-----	----------	---------

〃	〃	大 宮 こうた
---	---	---------

習志野文化ホール暫定再開にかかる大規模改修事業の中止を求める決議

習志野文化ホールは、長年にわたり本市の文化芸術活動の拠点として重要な役割を果たしてきた。しかしながら、現在市が計画している約２２億円に上る暫定再開に向けた大規模改修事業については、近年の建設費高騰や今後の維持管理費の増大、さらには将来的な人口減少を見据えた財政負担の観点から、市民の間でも慎重な議論を求める声が根強く存在する。

本市を取り巻く財政環境は、高齢化に伴う社会保障費の増加や、老朽化が進む公共インフラの更新需要などにより、かつてないほど厳しさを増している。かかる状況下において、限られた財源を次世代の市民へどのように配分すべきか、今一度立ち止まって検討することは行政の責務である。

特に、今回計画されている「概ね１０年程度」という暫定的な再開方針は、極めて不透明かつ経済的合理性に欠けるものであり、難題を次世代に先送りしていると言わざるを得ない。その再開の前提となっている津田沼駅南口再開発事業そのものが、開発事業者である野村不動産株式会社の計画動向に強く依存しており、１０年後の見通しすら不透明な状況にある。仮に再開発事業が長期化または方針変更となれば、本ホールは再開後再び閉館の危機に直面し、また、再開発が進めば１０年後には再度の閉館を余儀なくされる可能性が高い。

このような不確定な要素を抱えたまま、改修費及び今後１０年間の維持管理費として合計５３億６千万円（使用料収入を除く）規模もの巨額な市民の財源を投入することは、将来にわたる財政負担を鑑みれば、市民に対して説明責任を果たし得る最適かつ合理的な投資とは言い難い。

また、先般発生した「令和８年８月千葉豪雨」により、習志野文化ホールの一部において雨漏りや浸水等の被害が発生している。これらの被害への対応に伴い、現時点で予定されている改修工事費に加え、追加の費用が生じることが見込まれる。

本市においては、解決すべき課題が山積している。将来にわたる財政健全性を守り、真に市民のための行政サービスを優先させるためには、現行の計画に固執することなく、より長期的かつ確実性の高い、市民にとって真に価値ある文化拠点整備の在り方を再定義すべきである。

よって、本市議会は、将来にわたる本市の財政状況を真摯に憂慮し、不透明な将来予測に基づいた現行の習志野文化ホール暫定再開に係る大規模改修事業についての中止を市に対し強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

習 志 野 市 議 会

提案理由

本案は、習志野文化ホール暫定再開に係る大規模改修事業についての中止を市に対し強く求め、標記決議を行うものである。